

大庄西中跡地活用団体 大庄おもしろ広場について

1 設置経緯

(1) 市民委員会の設置

- ・平成 19 年当時、大庄地区では大庄西中学校のほか、複数の学校統合等大規模な市有地の利用転換が見込まれていた。
- ・これらの学校を含むエリアを「大庄中部地域」と位置付け。
- ・大庄地区社協会長、子ども達の代弁者となる P T A 会長、公募市民等 23 人で構成する「大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会」を設置した。

(2) 市民委員会の提言

- ・市民委員会から出された意見は報告書としてとりまとめ（配布済資料のとおり）

(3) 大庄おもしろ広場の立ち上げ

- ・提言を踏まえ、大庄西中学校跡地の一部に特別養護老人ホームを先行して実現
- ・それ以外の南の口公園の移転による公園整備、地区会館・支所・体育館など公共施設の集約建替には、財政状況、市域全体の公共施設の再配置を含めたあり方、都市計画手続きなどの整理が必要なことから土地活用まで一定期間かかる。
- ・土地活用が決まるまでの間の暫定利用として、市民委員会の提言にある「利用可能な既存スポーツ施設の活用、地域の活動拠点、子どもの居場所等」につながる地域主体の運営管理を行うこととした。
- ・その担い手として市民委員会の有志で「大庄おもしろ広場」が設置され、暫定利用のため 1 年毎に土地建物使用貸借契約を更新している。（平成 23 年度～現在）
- ・大庄おもしろ広場には、土地約 15,300 m²、建物等（武道場、技術室棟、体育倉庫、防球ネット）を無償で提供

2 主な活動

(1) スポーツ施設の利用促進

既存のグラウンドや武道場（格技室）を活用し、野球、サッカー、バスケットボール、剣道、空手等の活動拠点として利用

（スポーツ施設の令和元年度利用実績 延べ 10,000 人以上）

(2) 広場の開放、地域連携

地域の各種団体との交流やイベントのほか、平日午後には地域の子子ども達に開放し、月 1 回の無料開放日ではドッグランや B B Q として利用

（無料開放日の令和元年度利用実績 延べ 400 人以上）

(3) ミニ広場の整備

花壇や青空図書館を整備し、憩いの場として利用

(4) 活動研究体験

雑草対策及び広報大使としてヤギを飼育。様々な実験研究の場として利用

(5) 土と親しむ体験

既存プール付近に畑を整備し、近隣幼稚園・保育園の環境学習として利用

(6) ものづくり体験

大庄おもしろ広場運営委員の中に工業高校の先生がおり、その人を中心とした様々な体験の場として利用

(上記(3)～(6)は利用者人数をカウントしていない活動があるため未集計)

(7) 広報活動

大庄おもしろ広場の活動を掲示板等で広報

3 活動の取組成果等について

(1) 活動の主な特徴

- ・ 大庄おもしろ広場運営委員会（現在 12 人）が月 1 回開催する会議で活動の企画・運営、課題解決等について協議決定
- ・ 運営委員又はスポーツ指導者が現地で管理する中で利用
- ・ 予約した日時は利用者がグラウンドや武道場を専用利用
- ・ 市からの補助金はなく、光熱水費等の運営費用は、グラウンド等の利用者からの維持協力金（施設利用料）を充当し、人件費は無償ボランティア
- ・ 施設利用や畑・花壇の整備等の日常利用と各種イベント型利用に分類

(2) 取組の成果

- ・ 暫定利用の社会実験として始まった活動が平成 23 年度から長期間にわたって運営委員主体とした地域住民で運営管理
- ・ 活動を通じて地域の様々な団体と協力連携するネットワークを構築
- ・ 地域コミュニティを担う重要なパートナーの団体の一つ

以 上